

厚生労働省の健康危機管理対策

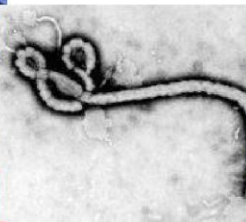


厚生労働省 大臣官房
厚生科学課 佐々木昌弘

健康危機管理の背景

健康危機の変遷

- 1940-50年代
感染症
- 1960-70年代
公害
- 1980年代
薬害
- 1990年以降
大規模地震
新興・再興感染症
医療事故
大量破壊兵器
テロリズム



近年の主な健康危機管理事例

- 1995年 阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件
- 1996年 堺市O-157食中毒
- 1998年 和歌山市毒物混入カレー事件
- 1999年 東海村臨界事故
- 2000年 有珠山噴火、雪印製品食中毒、三宅島噴火兵庫・明石
- 2001年 花火大会事故
- 2003年 SARS
- 2004年 台風23号、新潟中越地震、スギヒラタケ脳症福知
- 2005年 山線尼崎脱線事故
- 2007年 新潟中越沖地震
- 2008年 中国輸入冷凍餃子を原因とする薬物中毒新型インフルエンザ (A/H1N1)
- 2011年 東日本大震災・福島第一原発事故
- 2013年 鳥インフルエンザ (A/H7N9)
- 2014年 エボラ出血熱
- 2015年 ジカウイルス感染症
- 2016年 熊本地震
- 2017年 九州北部豪雨
- 2018年 大阪北部地震
- 2018年 7月豪雨
- 2018年 北海道胆振東部地震 ※そして今年も・・・

厚生労働省の対応

厚生労働省における健康危機管理の枠組み

- 厚生労働省における健康危機管理の基本的な枠組みとして「厚生労働省健康危機管理基本指針」が策定されている。
- 感染症など各分野別の責任体制、権限行使等については各分野別の実施要領を策定。
- 厚生労働省所管の研究所等についても、健康危機情報の収集・分析等に関する実施要領を策定。

厚生労働省健康危機管理基本指針

分野別

医薬品等健康危機管理実施要領

感染症健康危機管理実施要領

飲料水健康危機管理実施要領

食中毒健康危機管理実施要領

組織別

地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領

国立病院等健康危機管理実施要領

国立感染症研究所健康危機管理実施要領

国立健康・栄養研究所健康危機管理実施要領

厚生労働省健康危機管理基本指針

1997年1月

- ・「厚生省健康危機管理基本指針」を策定
- ・健康危機管理対策室を設置

同年3月

医薬品、食中毒、感染症、飲料水の実施要領を策定

1998年1月～3月にかけて

国立病院、国立試験研究機関における実施要領を策定

厚生労働省健康危機管理基本指針

- 健康危機管理とは、

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務のうち、厚生労働省の所管に属するものをいう。

- 地震等の災害に起因する健康危機については、厚生労働省防災業務計画に沿った総合的かつ計画的な対策の推進に努めるものとする。

基本指針の全体像

1 総則

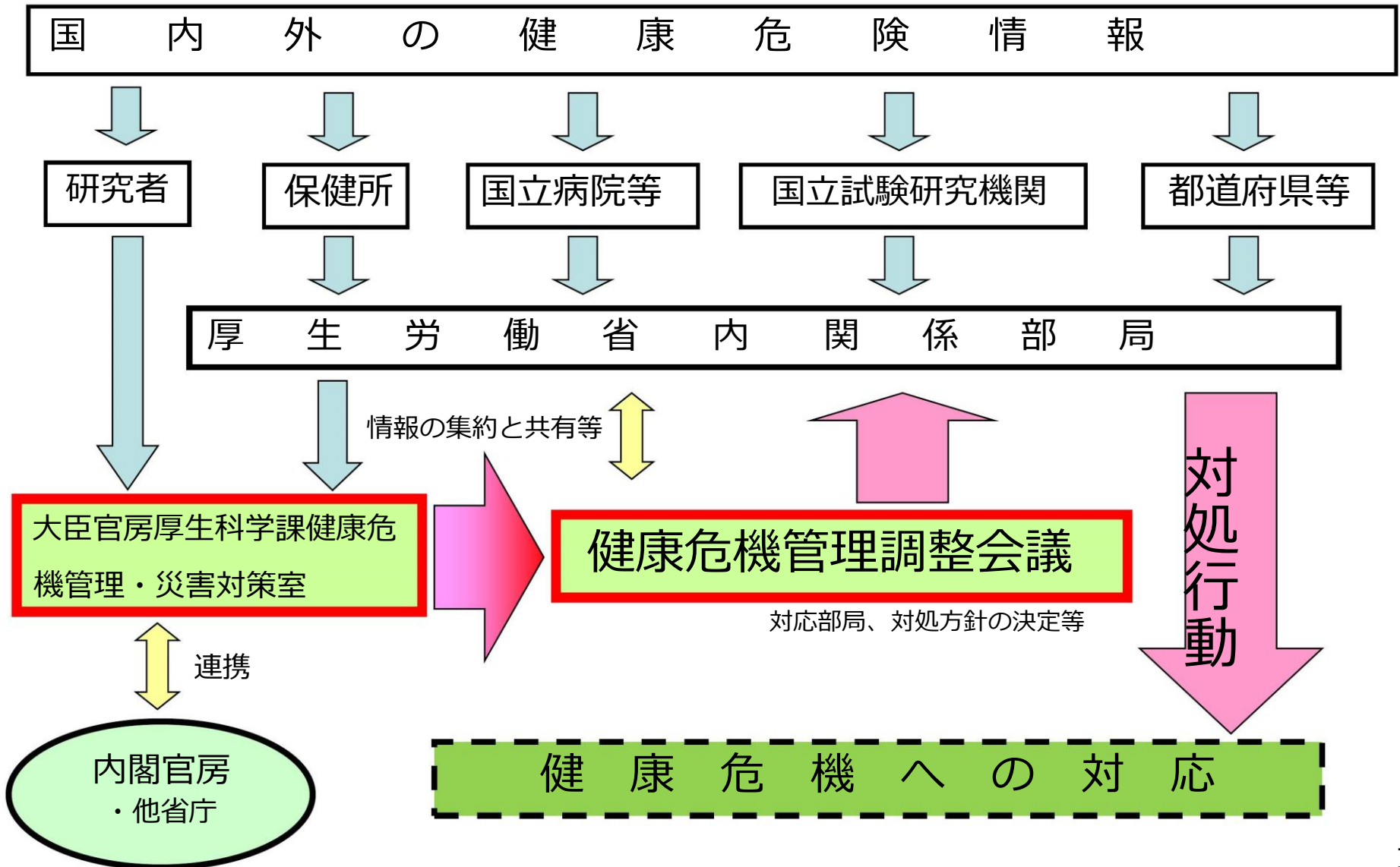
健康危機管理の定義、健康危機管理担当部局など

2 健康危機管理担当部局等における対応

- ①健康危険情報の収集・伝達
- ②対策決定過程
- ③対策本部の設置
- ④研究班・審議会での検討
- ⑤健康危険情報の提供

3 厚生労働省健康危機管理調整会議

厚生労働省健康危機管理体制の概要図



健康危機管理調整会議

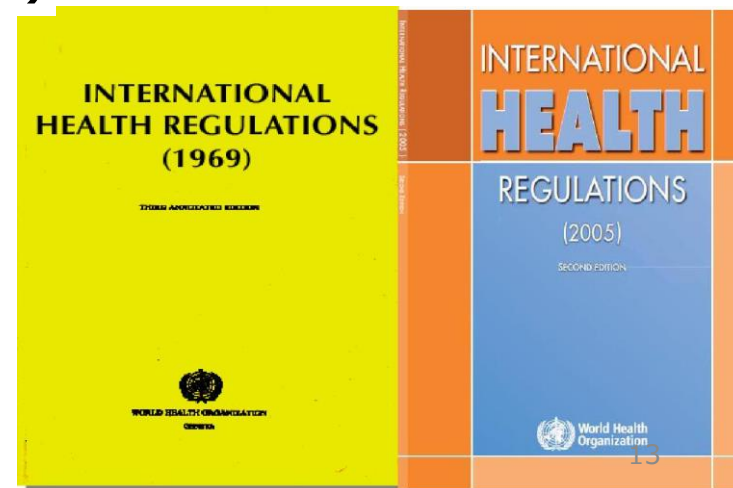
- 定例会：毎月2回（第2、第4金曜日）
- 健康危機発生時には、緊急の調整会議を招集
- 最近の議題
 - 鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）の発生状況
 - オウム病による妊婦死亡事例
 - ヒアリ対策
 - 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）
 - ダニ媒介脳炎
 - O-157による食中毒事例
 - 歯科医療機関のハンドピースの使い回し対応

国際連携

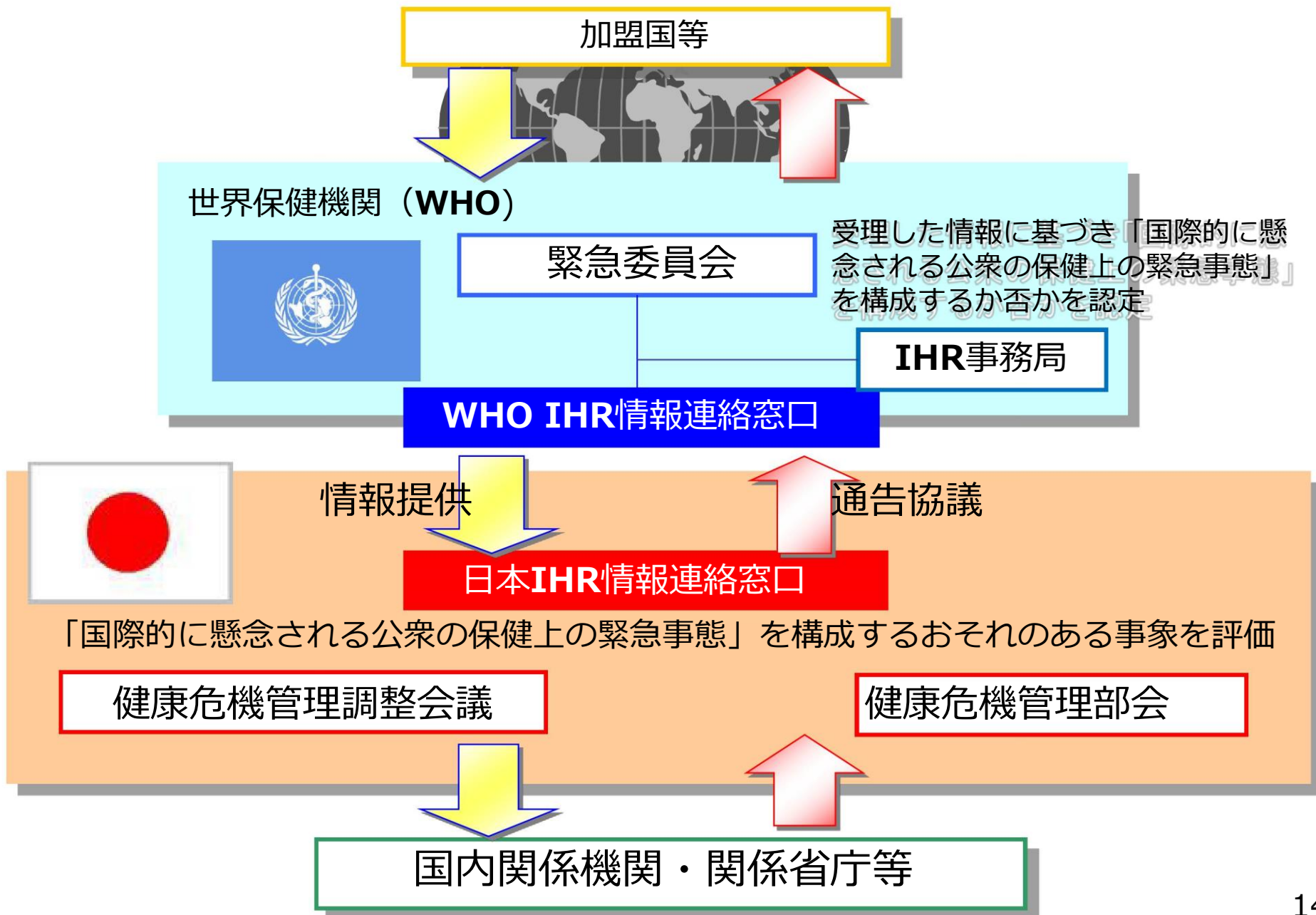
世界保健機関（WHO）による危機管理 国際保健規則（IHR）

- 世界保健機関憲章第21条に基づく国際規約
- 目的：国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止する
（世界保健機関憲章第21条）
- 全てのWHO加盟国が拘束下*にある国際法
（世界保健機関憲章第22条）

* 基本的に、加盟国が規則の一部または全体に対する留保または拒否を表明し、認可された場合を除き、すべてのWHO加盟国が拘束下にあるとみなされる



改正国際保健規則（IHR2005）に基づく主な情報の流れ



国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

PHEIC : Public Health Emergency of International Concern

原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象

- I. 重大な健康被害を起こす危険性のある事象
- II. 予測不可能、または、非典型的な事象
- III. 国際的に拡大する危険性のある事象
- IV. 国際間交通や流通を制限する危険性のある事象

上記4つの基準（I-IV）のうち、**いずれか2つに事象が該当する**かという質問に「はい」と答えた参加国は、国際保健規則第6条に基づき、WHOに通告しなければならない。

健康危機管理業務にあたって 事態発生時と平時

健康危機事例の発生

健康危機管理 の理念概要図

健康危険情報
の収集

対策の策定

健康危機管理の原則

1. 情報の共有
(健康危機管理調整会議の活用)
2. 体制の整備
(連絡体制、実施要領の整備等)

3. 初動の確保

対策の実施

健康危機事態発生時

健康危機事態



異常事態の早期発見



迅速な対応・適切な調査



短期的対策と中長期的対策



事態収拾

公衆衛生の改善

フィードバック



平時の健康危機管理業務

1. 健康危機情報の監視

- ・ 関係者との円滑な連携・組織と信頼関係の構築

2. 公衆衛生対応、および、初動期医療の整備

- ・ 通信環境等の対策資材の整備
- ・ 希少医薬品の備蓄
- ・ 初動期医療（自然災害、自然災害以外）の整備

3. 危機管理関連の調査研究

- ・ 危機事態の被害予測とその対策
- ・ 国内外の動向の把握

4. 対策マニュアルの整備、訓練・研修会の実施

- ・ 対策計画の策定
- ・ 被害の極小化措置（二次災害の予防）

重層的に支え合う我が国の公衆衛生

公衆衛生の実践

国の政策レベル：厚生労働省



自治体での展開：都道府県



地域での実践：市町村・保健所

国と地域の役割分担

- 国の役割：広域的、専門的な事例に対応
 - ・ 関係省庁との調整
 - ・ 技術等の援助
 - ・ 過去のノウハウ蓄積と情報共有
- 地域の役割：現場での対応、判断が重要
 - ・ 保健所等の機能・技術力の向上
 - ・ 現場リーダーの資質が必須
 - ・ 自治体内での関係者との協力・連携
 - ・ 医師会との調整・協力
 - ・ 周辺自治体、専門研究機関との協力・連携
 - ・ 効果的な広報

地域で健康危機管理体制を 整備する際の留意点

原因究明における留意点

- 原因究明は警察・衛生が並行して実施
- 検体採取方法・採取機材
- 検体の分け方の事前取り決め
- 検体の搬入先
- 地方衛生研究所等における特殊な毒物の検査体制の整備
 - 現状ではどこまでできるか？
 - 探査的検査はどこまでできるか？
 - 今後、どの程度までできるようにするか？
 - 検体をどのようにして搬送するか？
 - 分析担当者の確保（24時間オンコール体制）

医療機関への支援

- 診断・治療に結びつく情報の迅速な提供
- 原因が特定された場合の治療方法の情報収集
 - 中毒情報センター等へのコンサルテーション
- 原因が特定できない場合の治療方法の情報収集
 - 専門家へのコンサルテーション
 - 症状逆引きデータベース
 - インターネット
- 治療用医薬品等の確保
 - どの程度のものをどこに置いておくか？
 - 事件発生時にどのようにして医療機関に配送するのか？

被害を受けた住民・家族等への対応

- 経過・予後等に関する説明
 - 直接訪問
 - 説明会
 - 文書（広報、リーフレット）
 - 電話、インターネット
- PTSD対策
- 医療費等

広報・マスコミ対応

- 市民への情報提供
 - 被害者の人権・差別への配慮
- 広報対応窓口の一元化
 - 執務場所と会見場所の分離
 - 全体が把握できるハイレベルの者に限る
 - 衛生・警察・消防で出す情報の共通化
- 定時的で頻繁な会見
 - TVニュースの時間、新聞の締切時間も考慮
- 記者への対応
 - 遊軍記者等は事件の背景等が分からない
 - 専門用語を使わず、平易な言葉で説明
 - 同じことを聞かれても、忍耐強く、くり返し話すこと

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた厚生労働省の取組

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
(本部長：安倍内閣総理大臣)

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議
(議長：杉田内閣官房副長官)

セキュリティ幹事会

座長：内閣危機管理監
副座長：内閣官房オリパラ事務局長、内閣官房副長官補(内政担当、
事態対処・危機管理担当)
構成員：関係省庁局長級 (厚生労働省：医政局長)
オブザーバー：東京都、組織委、警視庁、東京消防庁

サイバーセキュリティWT

座長：内閣審議官 (NISC副センター長) 座長
代理：内閣審議官(オリパラ事務局)、警察庁審議官
構成員：関係省庁課長級
(厚生労働省：政策統括官付
参事官(サイバーセキュリティ担当))
オブザーバー：関係機関の幹部

テロ等警備対策WT

座長：内閣審議官 (事態、オリパラ事務局)
座長代理：内閣審議官(内政)、内閣府
審議官(防災)、警察庁審議官
構成員：関係省庁課長級
(厚生労働省：厚生科学課長)
オブザーバー：関係機関の幹部

セキュリティ情報センター

- ・平成29年7月24日、警察庁に設置
- ・大会の安全に関する情報を集約
- ・関係機関等と協力し、大会の安全に対する脅威及びリスク分析、評価を行い、関係機関等に
必要な情報を随時提供

厚生労働省 東京オリンピック・パラリンピック健康危機管理連絡会議

議長：大臣官房厚生科学課長

構成員：大臣官房、医政局、健康局、
医薬・生活衛生局の関係課室長、
関係機関の幹部

趣旨：厚生労働省における東京オリンピック・パラリンピックへの対応にあたり、
テロ等の未然防止対策、初動体制
の整備、外国人患者受入体制等につ
いて、関係各課の緊密な連携を
図

り総合調整を行うことにより、円滑に
対策を実施するもの。(H29.2設置)

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた厚生労働省の取組

取組内容

- ・ 救急医療体制の整備・拡充
平成29年度から搬送先医療機関における爆傷、銃創等の外傷の治療を担う外傷外科医の養成を行うなど、救急医療体制の整備を推進
- ・ 毒物、劇物及び病原体等の適正管理の徹底
毒物・劇物を保有し又は取り扱う事業者に対し、保管、流通等における盗難防止対策の徹底、不審者への販売自粛と警察への通報、インターネットを介した爆発物の原料となり得る化学物質の販売における本人確認及び使用目的の確認の徹底、譲渡手続きの遵守等、適正な管理を実施するよう指導
感染症法に基づく病原体等の所持、運搬、輸入等に関する規制のほか、国が特定病原体等所持者の施設等に対する立入検査を行うなど病原微生物等の適正な管理体制を確立
- ・ 感染症発生動向調査及び疑似症の届出の徹底
生物剤を用いたテロによる事案の迅速な探知のため、感染症の発生動向調査や疑似症届出を徹底して実施
- ・ N B Cテロ対策の強化
「化学テロリズム対策についての提言」を踏まえ、化学テロ対応医薬品の備蓄を実施。また、天然痘ワクチンの備蓄を実施
- ・ 旅館等における外国人宿泊客の本人確認の徹底
旅館等の事業者に対し、日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合に、国籍及び旅券番号の宿泊者名簿への記載を徹底し、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存する等、旅館等における外国人宿泊客の本人確認の徹底を要請
- ・ 水道施設に対する警備等の強化
水道事業者等に対し、水源監視の強化、浄・配水場、配水池等の水道施設に対する警備や連絡体制等の強化を要請
- ・ 検疫体制の整備
我が国に常在しない感染症が国内に侵入することを防止するため、検疫所における適正な検疫対応の徹底
- ・ 関係国間の連携強化、情報共有の推進
世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合（GHSI）を通じた関係諸国とのテロ対策に関する情報の共有

まとめ

- 初動が重要
 - 基本指針を事前に作っておくことで対応が容易になる
 - 「小さな事件」との予断を持たない
- 原因究明においては、
 - 原因が何か検出されても、そこで思考停止しない
 - 他の可能性をつぶしていくことが重要
- 連携においては、
 - 事前に担当者氏名、連絡先を明確化
 - お互いに顔を知っておく、つないでおくための努力

ニーズに応え、信頼される公衆衛生専門家

- **知事（市長）の技術ブレーン**として
衛生法規は知事の広範な権能を規定
その技術判断は保健所
地方衛生研究所はその科学的根拠を提供
- **現場のコーディネーター**として
平素からの信頼関係構築、情報交換は重要
- **県民・市民への説明義務者**として
情報の一元化
広報担当者からの説明が必要